

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第五号

平成七年四月二十七日(木曜日)

午後四時二分開議

出席委員

委員長 鈴木 宗男君  
 理事 金田 英行君  
 理事 宮里 松正君  
 理事 仲村 正治君  
 理事 上原 康助君  
 理事 佐藤 静雄君  
 赤松 正雄君  
 北村 直人君  
 佐藤 守良君  
 伊藤 茂君  
 山崎 泉君

出席政府委員

外務大臣 河野 洋平君  
 国務大臣 玉沢徳一郎君  
 国務大臣 小澤 潔君  
 国務大臣 小澤 潔君  
 国務大臣 小澤 潔君

出席政府委員

防衛政務次官 渡瀬 憲明君  
 防衛施設庁長官 宝珠山 昇君  
 防衛施設庁総務部長 粟 威之君  
 防衛施設庁施設部長 小澤 毅君  
 防衛施設庁施設部長 小澤 毅君  
 沖繩開発庁総務局長 嘉手川 勇君  
 外務省北米局長 時野谷 敦君

委員外の出席者

議員 仲村 正治君  
 議員 上原 康助君  
 議員 古堅 実吉君  
 特別委員会第一調査室長 田村 勝美君

委員の異動

四月二十七日

補欠選任  
 粕谷 茂君 住 博司君  
 永井 哲男君 山崎 泉君  
 同日  
 辞任  
 住 博司君 補欠選任  
 山崎 泉君 永井 哲男君

本日の会議に付した案件

沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案(上原康助君外八名提出、第三百二十九回国会衆議院第一二二号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

第三百二十九回国会、上原康助君外八名提出、沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案につきましては、前国会において既に趣旨の説明を聴取いたしておりますので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。  
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)  
 ○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案  
 (本号末尾に掲載)

○鈴木委員長 これより質疑に入るのであります

が、質疑の申し出がありません。

この際、委員長から修正案を提出いたします。

沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案に対する修正案  
 (本号末尾に掲載)

○鈴木委員長

本案に対する修正につきましては、先般来種々御協議を願ひ、先刻の理事会におきましても確認いたしました次第であります。修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付してありますので、案文の朗読はこの際省略させていただきます。その趣旨について御説明申し上げます。

第一点は、題名を沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に改める。

第二点は、国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を返還する場合、その所有者等の請求により、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、当該土地を原状に回復する措置その他政令で定める措置を講ずるものとする。

第三点は、国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合、当該所有者等に対し、当該返還を受けた日の翌日から三年間を超えない期間内、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、国が支払っていた賃借料または土地収用法に規定する補償金に相当する額を支給するものとし、この給付金の額は、年間千円を限度とし、かつ総額三千万円を限度として支給するものとする。

第四点は、沖繩県知事等は、総合整備計画の策定等の施策を実施するため、国に対し、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地について

の調査及び測量の実施に関してあつせんを申請することができるものとする。

第五点は、国の負担割合等の特例を定める規定及び駐留軍用地跡地利用基金について定める規定を削除し、また、国有財産の譲与等の規定を整備するものとする。

第六点は、国は、駐留軍用地の整理縮小を求め沖繩県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとする。

第七点は、この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日米地位協定の円滑な実施を妨げるものではないものとする。

第八点は、この法律は、平成七年六月二十日から施行するものとする。

第九点は、この法律は、平成十四年六月十九日限りその効力を失うものとする。

第十点は、目的、国の責務等の規定について所要の整備を行うものとする。

以上が、修正案を提出いたしました趣旨と内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。この際、本案について、国会法第五十七条の規定により、内閣の意見を聴取いたします。国務大臣小澤沖繩開発庁長官。

○小澤国務大臣 沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案及び同法案の修正案について申し上げます。政府といたしましては、原案に対しては反対であります。同法案に対する修正案については院議を尊重することといたしたい。

以上であります。

○鈴木委員長 これより原案及び修正案について討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。宮里松正君。

○宮里委員 私、ただいま議題となりましたわゆる軍転法案の修正案及び修正案を除く原案について、賛成の討論を、自民党を代表して行うものであります。

本法律案の原案は、昨年六月二十三日の慰霊の日に、当時の羽田内閣に対する不信任案が国会に提出された後、急遽提出されたものであります。しかも、そのことにつきましては、国会に最大の議席を有する自由民主党や政府関係省庁とは、事前に何らの意見調整もなされておりません。これは、本件のような議員立法の場合の立法手続としては極めて異例のことであり、まことに遺憾なことであります。

本法律案の原案は、このように国会提出に至るまでの手続の面では遺憾な点がありましたが、内容的には、従来の同種法律案と違って、日米間で返還について合意した軍用地の跡地利用に関するものであり、また、その早期制定については、沖縄県内の世論がほぼ一致しておりましたので、自由民主党といたしまして、これらのことを考慮し、この際、その制定に向かって積極的に努力することに相なりました。

そして、法律をつくるならよりよいものをつくるべきであるという立場から、政府関係省庁の意見も聴取しながら、相当の時間をかけて検討し、今回の修正案の内容を取りまとめた次第であります。我々がその際最も重視しましたのは、返還の際の地主に対する補償措置に関する第八条についてであります。

本法案の原案は、地主に対するいわゆる返還後三年間分の地代相当額の支払い保証について、これを土地地区画整理事業や土地改良事業など公共事業の対象だけに限定し、しかも、国の賃貸借契約上の原状回復義務を免除する代替措置としてこれを支払う旨規定しておりましたが、これでは同一の法律関係にある軍用地主の大半を不当に差別

することになることや、国の契約上の原状回復義務を一方的に地主の不利に変更することになることなどの点を考慮し、これを全面的に改め、国有地を除いて、県、市町村有地、個人、法人有地のすべてについてひとしく返還後三年間の地代相当額を支払うこととし、また、国の契約上の原状回復義務は、これを免除しないこととした次第であります。

賃貸借契約が終了し目的物件が返還された後に地主に対して三年間分の地代相当額を支払うというのは、地主を不当に優遇するものではないかという異論があるいはあるかもしれません。

しかし、建物所有を目的としない土地賃貸借契約の期間は、民法上、最長二十年が限度であり、二十年以上契約を継続する場合には、地主に相当額の承諾料を支払って契約を更改することが通例であります。沖縄県の米軍用地は、既に長いものは五十年、短いものでも約四十年を経過し、しかもそのほとんど全部が、米軍によって強制的に接収され一方的に基地にされたものでありますから、そのことを考えれば、軍用地を返還する場合に三年間分の地代相当額を支払う旨約束しておくことは、むしろ当然の措置であると考えます。

ともあれ、本法律案が委員長修正案の形で最終的に取りまとめられ、各党の御賛同を得て可決成立の運びになりましたことは、各党関係者の大変な御努力のたまものであり、成果でありまして、この際、これら関係者の御努力に心から敬意を表し、私の賛成討論の結びといたします。

ありがとうございます。(拍手)

○鈴木委員長 仲村正治君。

○仲村委員 私は、新進党を代表して、本日、軍転特措法を議決するに当たって、意見の一端を申し上げます。

さて、この軍転特措法を制定しなければならぬ問題は、何と五十年前に発生した問題に起因する事柄であります。

昭和二十年三月二十三日、米軍は沖縄への上陸作戦の攻撃を開始し、六月二十三日までの何と九

十日間、雨あられのごとく砲弾が撃ち込まれ、まさに鉄の暴風のような砲火は沖縄県全土を焼く焦がしたものであります。当時の米軍の戦争記録からすると、米軍が沖縄作戦で撃ち込んだ砲弾は、何と三千六百万発であったと言われております。当時の沖縄県の人口は五十万でありましたから、県民一人当たり七十発余の砲弾の的にされたということを忘れてはならないと思えます。

そして、大東亜戦争という国家行為によって沖縄県全土が米軍に占領され、県民の土地は略奪に等しい形で米軍に不当に占拠され、そこに米軍基地が構築されてからことしちょうど五十年になりました。沖縄の米軍基地の成り立ちの歴史的背景を思うとき、戦争という略奪的占領によるものであつて、決して合法的手続を経たものではないという事実は、何人も否定できるものではないと私は考えております。そして、昭和四十七年五月十五日の復帰時に、日米安保条約の日本政府の基地提供義務を追認したものであるということも忘れてはならないと思えます。

また、沖縄の米軍基地は、復帰前に、日米安保条約とは無関係に、アメリカの極東戦略として東西の冷戦構造の緊張状態絶頂期に構築されたものであるが、冷戦構造崩壊後の今日も、その規模や機能が、全国の国土面積の〇・六％しかない狭隘な沖縄県に、全在日米軍基地専用施設の七五％も超過密偏在し、その占拠面積は沖縄本島の約五分の一、一九％で、しかも、生産性と利用度の高い平坦地を占拠しているため、沖縄県の振興開発を大きく阻害しているのであります。

県民の大多数は、我が国の安全保障政策の基軸ともいべき日米安保条約の重要性を支持しつつも、沖縄県民だけが一方的に過重な負担を背負い、そして、それを強いられることに大きな不満を抱き、米軍基地の整理縮小を強く叫び続けているところでありました。

私自身、一國の安全保障政策は独立国家存立の基本条件であり、しかも、日米安保条約は、我が國の平和と安全の維持と、近隣アジア諸國に安心

感を与える不可欠要件であると思っております。しかし、戦後五十年近く続いた東西対決の一方のソ連の崩壊で世界の緊張状態が大きく緩和された今日、今なお沖縄の米軍基地が、旧態依然として同じ規模と機能が存続することは、決して許されることではないと思っております。

しかも、沖縄の米軍基地の今日までの返還のあり方が、五十年近くも地主の意思とは無関係に一方的に使用しておきながら、使い捨て同然に返還されることに強い不満と憤りを抱いてきたところでありました。

したがって、今回、各党の御協力と御賛同で軍転特措法案の提案となつたのであります。本日の委員会に到達するには、法案に対する拒絶反応等も加わり、紆余曲折の道のりをたどりましたが、各党の誠意と御理解のおかげで、本日議決の運びとなりました。私は、本法案提出者として、感無量と言ふほか言葉はありません。

特に、本法の成立に当たって情熱を傾けてくださいました鈴木委員長の御配慮に対して、深甚の敬意と感謝を申し上げます。私の意見といたしまして、

ありがとうございます。(拍手)

○鈴木委員長 上原康助君。

○上原委員 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表し、ただいま議題となりました沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案及び修正案について、賛成討論を行います。

冷戦崩壊後の世界情勢は、東西対立から協調へと移行し、新たな国際秩序の構築が模索されつつあります。このような大きな時代変化の中にあつて、国土面積のわずか〇・六％にすぎない沖縄県に、依然、全国の米軍専用基地の実に七五％が、冷戦時代と変わりなく、小さい、狭い沖縄に集中しているのは不自然であります。

沖縄県におけるこのような米軍基地の存在は、望ましい都市形成や交通体系の整備並びに産業基盤の整備など、地域の振興開発と県土の均衡ある

発展を図る上で大きな障害となつてきておりま  
す。加えて、返還軍用地の多くが、有効利用され  
ないまま長期開放され、遊休化しているのでご  
ざいます。この長期の間、地権者に対する損失補  
償がなされていなくはゆゆしき問題であると  
言わねばなりません。

したがって、政府は、沖縄における広大な駐留  
軍用地の存在を十分に御認識の上、駐留軍用地を  
計画的に返還し、跡地の総合的かつ計画的な有効  
利用を促進していくための特別措置を積極的に講  
ずるべきであります。

これが、いわゆる軍転特措法案の制定に賛成す  
る主な理由であります。今回の採決に当たり、  
以下、幾つかの諸点について申し添えさせていた  
だきたいと存じます。

私は、一九八〇年、軍転特措法案を初めて議員  
立法として国会に提出し、自來十五年、本法案の  
制定に微力ながら力を注いできた一人として、委  
員会採決の時期を迎えるに当たり、少なからず感  
概を覚えるものがござります。と同時に、本法制  
定に向けた各党並びに本委員会の鈴木委員長初め  
関係者の御努力に対し、心から敬意と感謝の意を  
表したいと存じます。

次に、修正案の諸点についてであります。

第一に、いわゆる地主補償についてでありま  
す。年間一千万円を限度とする給付金により大部  
分の地主が該当することは評価できますが、現在  
駐留軍用地料に大きく財政依存している市町村に  
とって、この限度額は、跡地利計画等を推進す  
る上から重大な影響を及ぼすものであります。つ  
いては、市町村財政への影響を解消する観点か  
ら、激変緩和措置としての特別交付金など、有効  
な措置を政府において講ずるよう強く求めるもの  
であります。

第二に、軍転特措法案の本旨は、あくまでも駐  
留軍用地を計画的に返還し、跡地の総合的かつ計  
画的な有効利用を促進していくことであります。  
修正案は、その趣旨が必ずしも十分でないことは  
遺憾であります。今後、法の運用に際しては、

この立法の精神を常に尊重し対処されるよう強く  
要望いたします。

第三に、いわゆる原案に規定された国の負担割  
合等の特例、国有財産の譲与等の規定が削除及び  
不十分な規定にとどまったことは遺憾ではありま  
すが、今後跡地利計画等に支障を来すことのない  
よう、特段の御配慮を求めざるものであります。

最後に、軍転特措法案の制定が、米軍基地の整  
理縮小の促進、ひいては平和で活力に満ち、潤い  
のある沖縄県の実現に大きく貢献できますよう念  
願しつつ、賛成討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○鈴木委員長 荒井聰君。

○荒井聰委員 私は、ただいま議題となりまし  
たいいわゆる軍転法案について、新党さきがけを代  
表いたしまして、修正案及び修正部分を除く原案  
に対して賛成の討論を行うものであります。

御承知のごとく、沖縄県の面積は全国の約〇・  
六％にすぎませんが、この狭い県土に、戦後五十  
年を経た今日なお、全国の米軍専用施設の約七五  
％が集中しております。この広大な駐留軍用地の  
存在が、良好な生活環境の確保や産業の振興、健  
全な都市形成、交通体系の整備など、沖縄の振興  
開発や地域開発の発展を図る上で大きな障害にな  
っていることは御承知のとおりでございます。

さらに加えて、返還された軍用地が有効利用さ  
れずに遊休化している現実も存在してございま  
す。

今回、この法案により、駐留軍用地が計画的に  
返還され、跡地の総合的かつ計画的な有効利用が  
促進されることが大いに期待されております。本  
法案は、久しく沖縄県議会や関係市町村議会から  
全会一致の決議で要請されておりますものであ  
り、県民世論が一致して待望しているところでご  
ざいます。

戦後五十年の節目を迎えるに当たり、これから  
の沖縄県の経済社会の発展を図る上で本法案の果  
たす役割は極めて大きく、心から本法案の成立を  
願うものであります。

ありがとうございました。(拍手)

○鈴木委員長 古堅実吉君。

○古堅委員 私は、日本共産党を代表して、修正  
案に反対し、原案に賛成する討論を行います。  
原案は、長年にわたる沖縄県民の軍転特措法制  
定への強い要望が反映され、広範な各関係団体等  
の意見を集約してつくられた最大公約的の性格を  
持つものとなっております。県民の圧倒的世論が、  
原案を最大限に尊重して成立させてほしいという  
点にあることも疑問の余地がありません。

しかし、共同提出者に加わらなかった自民党か  
らの修正案を基本にしてつくられていたこの修正  
案は、各所にわたり原案より後退したものとな  
っています。

以下、その主要部分を挙げれば、第一に、法案  
の名称や第一条の目的について、原案では駐留軍  
用地の計画的返還及び跡地の利用促進を強く打ち  
出したものとなっておりますが、修正案ではその部分  
が削除され、単に返還に伴う特別措置にとどめる  
ものとなっております。

第二に、第三条の国の責務についても、原案は  
駐留軍用地の整理縮小の促進に必要な措置を講じ  
なければならぬと定めていたが、修正案はその  
条項を全部削除している。

第三に、第六条の返還実施計画や第九条の調査  
及び測量でも、原案の「国は計画的な返還に努め  
なければならぬ」の部分が削られ、また「調査  
及び測量が円滑に行われるよう必要な援助をしな  
ければならぬ」とした部分を、修正案では単に  
「国にあつせんを申請することができる。」として  
いる。

第四に、原案の第十六条の跡地利利用基金が全部  
削除され、第十七条の国有財産の譲与等の条項も  
そのほとんどが削除されている。

第五に、修正案では、日米安保条約及び地位協  
定の円滑な実施を妨げるものでないとして、原案  
にはなかった全く不要の日米安保条約が加えられ  
ている。

また、修正案は時限立法としていているが、これは  
修正部分に照らしても何ら整合性のないものであ  
る。

以上は、日本共産党が反対する修正案の主要点  
であります。修正案中の、賃借料三分に相当  
する補償の対象を、公共事業を実施する土地だけ  
に限定せず、原案よりも拡大している点は支持で  
きるものであります。

以上の主要点についての指摘で明白なように、  
修正案は原案の主要点を大きく後退させ、県民の  
要求にも沿わないものであり、反対であります。

同時に、修正部分を除く原案については、提出  
者の立場から賛成であります。

また、本委員会の修正の議決を経て本会議に提  
出される軍転特措法案の採決に当たっては、原案  
が大きく後退させられるものになるとはいえ、な  
お県民の要求が入れられている点もあり、かつ軍  
転特措法制定についての沖縄県民の強い要望にこ  
たえる立場からも、日本共産党は賛成するもので  
あることを述べて、私の討論を終わります。

○鈴木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○鈴木委員長 これより沖縄県における駐留軍用  
地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関す  
る特別措置法案及びこれに対する修正案について  
採決いたします。  
まず、委員長提出の修正案について採決いたし  
ます。  
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)  
○鈴木委員長 起立多数。よって、本修正案は可  
決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除い  
て原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)  
○鈴木委員長 起立総員。よって、本案は修正議  
決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鈴木委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

法

(目的)

第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖繩県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合かつ計画的な有効利用を促進するために必要な特別の措置を講じ、もつて沖繩県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 駐留軍用地 沖繩県の区域内において、駐留軍(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ)の用に供されている土地をいう。
- 二 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効

力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間に於いてアメリカ合衆国が沖繩県の区域内において使用している土地で当該土地の所有者に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以降沖繩県の区域内において駐留軍の用に供されていた土地で当該土地の所有者に返還されているものをいう。

三 関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。

(国の責務)

第三条 国は、駐留軍用地の整理縮小の促進に努めるとともに、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合かつ計画的な有効利用を促進するために必要な措置を講じなければならない。

(沖繩県及び関係市町村の責務)

第四条 沖繩県及び関係市町村は、この法律に基づく施策を円滑に実施するものとする。

(駐留軍用地の所有者等の協力)

第五条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者(これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む)は、国、沖繩県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十条の市町村総合整備計画及び第十一条の県総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。

(返還実施計画)

第六条 国は、アメリカ合衆国との間で返還が同意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画(以下「返還実施計画」という。)を定め、計画的な返還に努めなければならない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 駐留軍用地の返還に係る区域
- 二 駐留軍用地の返還の時期

三 駐留軍用地の返還に際し講ずる措置

四 その他政令で定める事項

3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖繩県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む)の意見を聴かなければならない。

5 国は、返還実施計画を定めるときは、遅滞なく、これを沖繩県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

6 前三項の規定は、返還実施計画の変更について準用する。

(駐留軍用地を返還する場合の措置)

第七条 国は、駐留軍用地を返還する場合においては、当該土地について、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む)が異議を述べたときは、この限りでない。

2 国は、前項の措置を講じようとするときは、あらかじめ、沖繩県知事及び関係市町村の長の意見を聴くものとする。

第八条 国は、駐留軍用地を返還する場合において、当該駐留軍用地において土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、土地改良事業(土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業をいう。以下同じ。)、その他政令で定める事業を施行しようとする者があるときは、その者の申出により、当該土地を原状に回復せず、かつ、前条第一項の規定による措置を講じないでその所有者に返還することができる。ただし、国は、当該土地の上に存在する工作物の撤去その他これら

の事業が円滑に施行されるために必要な措置を講じて返還しなければならない。

2 国は、前項の規定により返還された駐留軍用地跡地の所有者に対し、当該土地の返還日の翌日以後三年を超えない範囲内において政令で定める期間につき、国が当該土地につき支払つていた賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号)により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法(昭和二十六年法律第九十九号)第七十二条に規定する補償金の額)を基準として政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

(調査及び測量)

第九条 国は、沖繩県知事又は関係市町村の長が総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、当該調査及び測量が円滑に行われるよう必要な援助をしなければならない。

(市町村総合整備計画)

第十条 関係市町村の長は、アメリカ合衆国との間で返還が同意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地(これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。)を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。

2 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項
- 二 交通通信体系の整備に関する事項
- 三 生活環境の整備に関する事項
- 四 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項

五 自然環境の保全及び回復に関する事項  
六 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に必要と認める事項

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聴くとともに、沖縄県知事に協議しなければならない。

4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めるときは、遅滞なく、これを沖縄県知事に報告するとともに、公表しなければならない。

5 沖縄県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。

6 前三項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十一条 沖縄県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、前条第二項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。

2 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聴かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めるときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告する

とともに、公表しなければならない。  
5 前三項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(総合整備計画と他の計画との関係)

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)による沖縄振興開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十三条 総合整備計画に基づく事業のうち政令で定めるものに要する経費については、国が負担し、又は補助する割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ。

2 国は、前項の規定の適用を受けようとする事業のほか、総合整備計画に基づいて行う事業で政令で定めるものに要する経費については、沖縄県及び関係市町村その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

(都市計画法等による処分についての配慮)

第十四条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地において総合整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)その他の法律の規定による区域の指定、計画の決定その他の処分について適切な配慮をするものとする。

(駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置)

第十五条 国は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(駐留軍用地跡利用基金)  
第十六条 国は、関係市町村及び土地開発公社に對して総合整備計画に基づく事業を実施するために必要な公共用地の取得に要する資金の貸付け等を行うため沖縄県が基金を設置するときは、当該基金の設置に必要なる財政上の措置を講ずるものとする。

(国有財産の譲与等)

第十七条 国は、沖縄県、関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「関係地方公共団体等」という。)が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産をいう。以下同じ。)を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 国は、駐留軍用地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)から、総合整備計画に基づく事業を実施するため当該土地の上に存在する国有財産を譲り受け、又は借り受けたい旨の申出があつた場合には、その者に対して、当該国有財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

3 国は、前二項に規定する場合のほか、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとする。

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる事項は、政令で定める。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

(国の負担等に関する規定の適用)  
2 第十三条の規定は、平成七年度分の事業(平成六年度分の事業で翌年度に繰り越されたものを除くもの)とし、総合整備計画の決定前に実施されたものを含むものとする。に係る経費に對する国の負担金又は補助金から適用する。

(防衛庁設置法の一部改正)

3 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。  
第五十二条二十九号の次に次の一号を加える。  
二十九の二 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法(平成六年法律第 号)第六条の規定による返還実施計画の策定及び同法第七条から第九条までの規定による措置に関すること。

(沖縄開発庁設置法の一部改正)

4 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。  
第四条第五号の次に次の一号を加える。  
五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法(平成六年法律第 号)の施行に關する事務を処理すること(他の行政機関の所掌事務に属するものを除く)。

理由  
駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特事情に鑑み、沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資するため、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、平年度約六十三億円の見込みである。

沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案に対する修正案

沖繩県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律

第一条中「を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な」を「の返還に伴う」に改める。

第二条第一号中「安全保障条約」の下に、「以下「日米安保条約」という。」を加え、「の用に供されている」を「日米安保条約第六條の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る」に改め、同条第二号中「所有者の下に」若しくは賃借権その他法令で定める権利を有する者」を加え、「の用に供されていた」を「日米安保条約第六條の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る」に改める。

第三条を次のように改める。  
(国、沖繩県及び関係市町村の協力)  
第三条 国、沖繩県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相協力しなければならない。

第四条を削り、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。  
第五条 国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者又は賃借権その他法令で定める権利を有する者(以下「所有者等」という。)に通知するよう努めるものとする。

第六条第一項中「アメリカ合衆国との間で」を「合同委員会(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「日米地位協定」という。))第二十

五条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。)において、「定め、計画的な返還に努めなければならない」を「定めなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

第六条第二項第一号中「駐留軍用地の」を削り、同項第二号中「駐留軍用地の」を削り、「時期」を「予定時期」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第四項中「含む」の下に「次項において同じ。」を加え、同条第六項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前二項の規定により意見を聴かれた者が意見を申し出ようとする場合には、沖繩県知事及び駐留軍用地の所有者等には意見聴取の日から三十日以内に、関係市町村の長には意見聴取の日から六十日以内に、それぞれ意見書を提出しなければならない。  
第七条から第九条までを次のように改める。  
(駐留軍用地を返還する場合の措置)  
第七条 国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を返還する場合においては、その者の請求により、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、当該土地を原状に回復する措置その他法令で定める措置を講ずるものとする。

第八条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地(琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもの)で、引き続き駐留軍用地の使用に供されているもの(以下「継続駐留軍用地」という。)の返還を受けた場合において、所有者等が引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に對し、当該返還を受けた日(以下この条において「返還日」という。)の翌日から三年を超

えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

2 前項の給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法昭和二十七年法律第百四十号)により使用されたものであるときは、同法第十四條の規定により適用する土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号)第七十二條に規定する補償金の一日当たりの額に、返還日の翌日から当該土地の所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間(返還日の翌日から三年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかつた場合にあつては、三年間)の日数を乗じて得た額から返還日の翌日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金(次項において「補償金」という。)の額を減じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一の所有者等について支給する給付金の額は、三千万円から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の所有者等について一年間に支給する給付金の額は、千万円から当該期間について当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。  
4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の所有者等とみなす。  
(調査及び測量)  
第九条 沖繩県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に對し当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に關してあ

第十條第一項中「アメリカ合衆国との間で」を「合同委員会において」に改め、同条第三項中「聴く」とともに、沖繩県知事に協議しなければならない」を「聴かなければならない」に改める。

第十一條第一項中「アメリカ合衆国との間で」を「合同委員会において」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十三條を削り、第十四條中「アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地において総合整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)その他の法律の規定による区域の指定、計画の決定その他の処分について」を「総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法昭和四十三年法律第百号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう」に改め、同条第十三條とする。  
第十五條中「アメリカ合衆国との間で」を「合同委員会において」に改め、同条第十四條を第十四條とし、同条第十五條を第十四條とする。

第十六條を削り、第十七條の見出し中「譲与等」を「活用」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中、前二項に規定する場合のほかを削り、「アメリカ合衆国との間で」を「合同委員会において」に改め、同項を第十五條とし、同条の次に次の一条を加える。  
(この法律の円滑な実施等)  
第十六條 国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖繩県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとする。

2 この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日米地位協定の円滑な実施を妨げるものではない。  
第十八條を第十七條とする。

附則第一項中「平成七年四月一日」を「平成七年六月二十日」に改める。

附則第一項中「平成七年四月一日」を「平成七年六月二十日」に改める。

附則第二項を次のように改める。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成十四年六月十九日限り、その効力を失う。

附則第三項のうち第五条第二十九号の次に一号を加える改正規定中「沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法(平成六年法律第 号)」を「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第 号)第五条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知、同法」に、「第七条から第九条まで」を「第七条及び第八条」に改める。

附則第四項のうち第四条第五号の次に一号を加える改正規定中「沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法(平成六年法律第 号)」を「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第 号)」に、「所掌事務」を「所掌」に改める。

平成七年五月十二日印刷

平成七年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K